

## 鹿児島県公報

令和8年1月6日(火) 第682号の3



発行鹿児島県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編集総務部学事法制課  
定例発行日(毎週火, 金)

## 目次

(※については例規集登載事項)

ページ

告

示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂防課取扱い) 1

## 告示

## 鹿児島県告示第1号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年1月6日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区	域
浦田地区	次に掲げる標柱の1号から3号までを順次直線で結んだ線、同標柱の1号と8号を直線で結んだ線、同標柱の3号と23号を直線で結んだ線及び同標柱の8号から23号までを順次直線で結んだ線により囲まれた土地の区域並びに同標柱の24号から32号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の24号と32号を西之表市道浦田線に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	昭和54年11月28日鹿児島県告示第1643号 (急傾斜地崩壊危険区域の指定)で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち浦田地区的区域(以下この項において「既指定区域」という。)の標柱の1号
	2号	既指定区域の標柱の2号
	3号	既指定区域の標柱の3号
	8号	西之表市国上浦田町20番46
	9号	西之表市国上浦田町20番45地先
	10号 11号 12号	西之表市国上浦田町20番45
	13号	西之表市国上浦田町20番43
	14号 20号	西之表市国上浦田町20番44
	15号	西之表市国上中野平323番2
	16号 31号 32号	西之表市国上中野平322番7
	17号 30号	西之表市国上中野平322番1
	18号	西之表市国上浦田町20番36
	19号	西之表市国上浦田町20番61
	21号	西之表市国上浦田町20番10
	22号 23号	西之表市国上浦田町36番1

24号	28号	29号	西之表市国上中野平266番7
25号	26号		西之表市国上中野平266番7地先
27号			西之表市国上中野平266番6